

# 自治基本条例の背景

## 1. 国と地方の関係の変化

- 平成 12 年（2000 年）地方分権一括法施行
  - ⇒ 機関委任事務制度の廃止
  - 機関委任事務とは、地方公共団体の首長が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のこと。

●以前は…

現在は…

上下・主従の関係



対等・平等の関係

地方自治体には自己決定・自己責任による自主・自立的な運営が求められる。

## 2. 条例とは

- 自治体は「法律の範囲内で」（憲法 94 条）  
「法令に違反しない限りにおいて」（地方自治法 14 条 1 項）

**条例**を制定することができる。

- 条例は、自治体の事務に関し、  
「義務を課し、又は権利を制限する」事項などについて規定する

### 「ローカル・ルール」

- 議会の議決によって制定される。
- 法律に先駆けた自治体の取り組みなども  
情報公開条例、環境規制、開発規制（要綱）など

- ◇機関委任事務の廃止により、条例制定権の範囲が拡大  
（機関委任事務には条例制定権は及ばなかった）
- ◇国からの通達が「技術的助言」となり、法的拘束力を失う  
（「通達行政」→自治体が法令の解釈権を持つ）

⇒ 「**自主立法権**」 + 「**自主解釈権**」の確立

### 3. 自治基本条例とは

- ただし、第1次地方分権改革は「団体自治」が中心
  - 「地方自治の本旨」の両輪のもう一つ「**住民自治**」拡充への模索
  - 平成13年4月「**ニセコ町まちづくり基本条例**」施行。
  - すでに200を超える自治体で制定

#### ●自治基本条例の意義

- ◇自治（自治体運営）の理念・基本原則  
情報公開・住民参加・協働・透明な行財政運営など
- ◇ルール（他の条例）のルール
- ◇団体自治と住民自治の架け橋

→**自治体の最高規範的な位置づけ**（自治体の「憲法」）

首長が代わっても変わらない「まちづくりの基本」

#### ●自治基本条例の内容

- ・まちづくりの方向性・将来像
- ・住民の権利・責務
- ・議会・行政（首長・職員）の役割・責務
- ・自治の原則と自治体運営・財政運営の原則
- ・住民参加・協働の原則
- ・住民投票制度
- ・条例の位置づけ・実効性の確保

